第 1 総務企画部門

施設名	事業名	事業主体	事業內容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交 付 税 措 置	説 明	根拠法令等	摘要
過疎地坂集落	過練地域 集整 《過 機 等 。 過 持 段 全 分 行 全 分 行 会 分 行 会 分 行 会 分 行 会 分 人 の う 人 う 人 う と う う く う く う く う と う う と う と う う と う と	市町村	1 定住促進団地整備事業 過球市町村が実施する事等を事をを記している。 基本学・では、一型では、一型では、一型では、一型では、一型では、一型では、一型では、一型	対象経費の1/2以内		過疎対策 事業当100% (東整の場合 ため場合は、 (光当率) 75%)	元列 70米 (電源) を基準額に第八人	ボストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進 するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団 地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援する。 〈交付対象団体〉 過疎地域を有する市町村 〈対象地域の限度額〉 91,000千円 1 定住促進団地整備事業 3,877千円×戸数 2 定住促進空き家活用事業 4,000千円×戸数 〈対象事業〉 1 定住促進団地整備事業 2 定住促進空き家活用事業 4 素等移転事業 4 季節居住団地整備事業	過線地域與地域與地域與地域與地域與地域與地域與地域與地域與地域與地域與地域與地域與地	市町村地域振興室
過疎地域遊休施設	過來性 遠經事業 (域於要 (域於更全)	市町村・一部事務組合等	過疎地域では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	国庫 対象経費の1/3以内		過療対策 事業 (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元)	元の70% では、	高疎地域内の遊体施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援する。 《交付対象団体> 。	過就發展交換	市課振振

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘 要
移動通信用鉄塔施設	無線シス テム及 ・ 支援携帯 ・ 選等 電リ 事 の が の の の の の の の の の の の の の の の の の	市町村	携帯電話等の無線通信を 利用することが困難な地 域の解消を図るため、当 該無線通信の業務の用に 供する無線局の無線通信 用施設及び設備を設置す	国間 補助率は 事業の区 分により 異なる。	県複 三河山間 部におい て実施さ れる事業	一般補助 施設整備 等事業 〈充当率〉 75%		< 対象地域>	無線システ ム普及支援 事業費等補 助金交付要 綱	情報政策課
段	業)		る事業、無線局の開設に 必要な伝送用専用線を設 置する事業又は高度化無 線通信に必要な無線通信 用施設及び設備を設置す る事業に対する補助	(説明欄参照)	について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		実又負担を 負は標額の うれい和 0.5を 発売の が り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、 り、	イ 伝送路施設設置事業 圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設に必要な伝送路を 設置する事業 ウ 高度化施設整備事業 3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5 G等の携帯電話の基地局を設置する事業 <国庫補助率> 区分 基地局 施設整 個し事業を実施する場合 (離島の場合 3/4) 備事業 無線通信事業者が1社参画 神助対象経費の 1/2 ・事業を実施する場合 (離島の場合 3/5) 高度化 無線通信事業者が1社参画 神助対象経費の 1/2 ・施設整 個し事業を実施する場合 (離島の場合 3/5) 高度化 無線通信事業者が1社参画 (離島の場合 3/4) 「事業を実施する場合 (離島の場合 3/4) 「事業を実施する場合 (離島の場合 3/4) (産島の場合 3/4) (産島の場合 3/4)		
民放ラジオ放送難聴解消施設	無テン支(民) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東) (東	市町村	平時や災害時において、 国民に対する放送による 迅速かつ適切な情報提供 手段を確保するため、 難聴解消のための中継局 整備事業に対する補助	国直 補助率はよ りる。 説明欄 参照)		一般補助 施設整業 〈光当率〉 75%	実又負担額 負は標額いり、5 を得ります。 ものでは、一般では、一般では、 を発力のでは、 を発力のでは、 を発力のでは、 を発力のでは、 を発力のできます。 を表している。 を発力のできます。 を表している。 をまる。 を表している。 を表して、 を表して。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	<対象事業> が動力型難聴対策事業 建築物をの他の工作物による遮へいによる電界強度の低下又 は電気雑音の影響等により地上ラジオ放送の受信の障害が発生 している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするための施設又は設備の整備 イ 外国波混信対策事業 日本国外からの電波の影響により地上ラジオ放送の受信の障害が発生している地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするための施設又は設備の整備 ウ 地理的・地形的離離対策事業 山間地その他の地形的条件又は自然的条件の特殊性により他の電波の影響による地上ラジオ放送の受信が困難な地域において、当該地域において、当該地域に対して行う放送の受信を可能とするための施設又は設備の整備 <補助率> 事業 都市型難聴対策事業 が象経費の1/2 外国波混信対策事業 が象経費の2/3 地理的・地形的難聴対策事業 対象経費の2/3	無線システム普及支援・事業を受付要・動金を受ける。	情報政策課
超高速プロードバンド基盤施設	無余文支(高線推進)。	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター	5G・IoT等の高度無線環境の実現には、高速・大容量無線局の前提となる 伝送路設備等が必要なた 送光ファイバ等の伝送 路を整備する事業等に対 する補助	国直 輔撃主は体に のより異談別		一般補助備等業人大学	本併気業光バに補う当負0.じに補を得特税数る。 幸で信等テ独の対助場は独5、財正乗た別の値。 幸で信等テは合地額をさ政係じ類をとと と電事のイ備で行、方に乗ら力数でが付礎な	 〈対象地域〉 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、山村、特定農山村) 〈対象事業〉 伝送用専用線設備整備事業 市町村、一部事務組合若しくは広域連合又は第三セクターが整備主体となって、直接伝送用専用線設備の整備を行うもの 〈補助率〉 区分 補助率 ※ 対象経費の1/2 (離島の場合 4/5) 財政力指数 0.5 決法の市町村等 対象経費の 1/3 (離島の場合 4/5) 財政力指数 0.5 以上の市町村等 対象経費の 1/3 (離島の場合 4/5) 第三セクター 対象経費の 3/4 (離島の場合 4/5) ※ 伝送用専用線の一部または全部を埋設する場合や海底ケーブルの敷設を伴わない場合などは異なる補助率となる。 	無線システム管及支管を支管を支援補助金交付要の場合を対している。	情報政策

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
放送ネットワーク施設	放送ネック 整備事業(地送基・ウ を備事業) 整備事業)	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター	放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、放送局の予備送信所 ら、放送局の予備送信所 設備、災害対策補完送信 所等、緊急地震速報設備 等の整備事業に対する補 助	国直 対象経費 の 1/2 (第三セ クターが 事業主体 である場 合は 1/3)		一般補助施設整備等事業〈左当率〉		< 対象事業> 市町村、一部事務組合、広域連合又は第三セクターが所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークについて、放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点から実施する以下の事業アー予備送信所の整備又は自然災害の影響を回避することを目的とした送信所の移転又は補完送信所の整備イー予備放送設備の整備又は自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供を行うための設備の整備	放送ネット ワーク整費 支援事業付 要綱	情報政策課
	放送・ 水 ック 整 事 業 一 が	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター・承継事業者	放送・通信網の遮断の回 避等といった防災上の観 点から、ケーブルテレビ 幹線の2ルート化等の整 情事業及び条件不利地域 における老朽化した既存 幹線を同時に更改するる事 業に対する補助	国直 対象経費 の1/2 (第三セ クタ来主体場 合は1/3)		一般補助 施設整事業 《充当率》 75%		〈対象事業〉 市町村、一部事務組合、広域連合又は第三セクターが所有し、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークについて、放送・通信網切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から行う外の事業 ア 有線網切断が想定される箇所等のループ化・複線化・一部無線化や、監視制御機能の強化に係る設備の整備を行う事業 イ 離島、辺地、山村、特定農山村又迅速地域を含む地域において、有線網切断が想定される箇所等のループ化、複線化又は一部無線化と同時に行う、老朽化した既設の有線網の更改を行う事業	放送ネット ローク事業 支援事金交付 要網	情報政策課
	放送では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	市町村・一部事務組合・広域連合・第三セクター・承継事業者	ケーブルテレビ網を通じて地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像(41K・8 K)の視聴環境の構築を目的とした、条件不利地レビ網の光化等の整備事業に対する補助	国直 補助率はより異な明りる。 のではない。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、		一般補助 施設整業 〈左当率〉 75%		〈対象団体〉次の要件を全て満たす団体 ① ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている ② 条件不利地域(離島、辺地、山村、特定農山村又は過疎地域)を有する。 ③ 財政力指数が 0.8 以下の市町村その他特に必要と認める地域である 〈対象事業〉 市町村、一部事務組合、広域連合又は第三セクターの所有するケーブルテレビネットワークについて、地域における災害時等の確実かつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、上記対象団体の要件をいずれも満たす地域においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業 〈補助率〉 区分 補助率 次に対していて、が、地域における災害時等の確実がつ安定的な情報伝達を確保し、耐災害性の強化を図るとともに、超高精細度映像の視聴環境の構築に資する観点から、上記対象団体の要件をいずれも満たす地域においてネットワークの光化及び送受信設備等の整備を行う事業 〈補助率〉 区分 補助率 からより下である。以下である。8以下の1/3 第三セクターの整備・デモセクターのが出りする場合は、実態に即した按分を実施	放送ネット情費では、一大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	情報政策課
	無線シ光 デン技 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	市町村	大規模な自然災害時において、現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図るため、地上基幹放送の放送局の耐災害性強化を図る事業に対する補助	対の10代数では、 国国 象12信策局事施合で不か力5市事と合 は一般を23は条地財政ののが事と合 が10代数では、利つ指以町業なは は、対して、利つ指以町業なは は、対して、利つ指以町業なは は、対して、利つ指以町業なは		一般補助 施設整 等事業 〈充当率〉 75%		<対象事業> 大規模な自然災害が発生した場合においても、地上基幹放送等の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により当該業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを目的として放送設備等を整備する事業	無線システム音及支援 事業費及等補 助金交付要 網	情報数策課

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置		説	明		根拠法令等	摘要
消防	消防防災	市町	次の消防防災施設の整備	国前		一般補助		維助な	対象施設及び型(級)	基準額	補助率	消防防災施	災害対
防	施設整備	村	occumbata notal a tello	Administration		施設整備		1112,547	1	(刊)		設整備費補	策課
防災施	費補助金	_	・耐震性貯水槽 ・備蓄倉庫(地域防災拠	補助率は施設及び		等事業 〈充当率〉			40 ㎡型 60 ㎡型	7, 993 13, 794		助金交付要	消防保 安課
設		部事	点施設)	型(級)		90%			100 ㎡型	21, 678		1999	_ ×.w.
		務	・防火水槽 (林野分)	により異		(消防庁			200 m型	43, 436			
		組	教助活動等拠点施設等	なる。		舎の整備				43, 436	1		
		合等	・活動火山対策避難施設	(説明欄		の場合は				+17, 424(**)			
			・画像伝送システム ・広域訓練拠点施設	参照)		〈充当率〉 75%)			300 ㎡型以上	※200 ㎡を超える			
			・救急安心センター			1070)				部分の 100 ㎡毎の 基準額			
			・高機能消防指令センタ					耐震性	地上設置 40 ㎡型	10, 606	1/2 以内		
			~					貯水槽	地上設置 60 ㎡型	19, 327	1/2 6479		
									地上設置 100 ㎡型	28, 431			
									飲料水兼用 40 ㎡型	42, 211			
									飲料水兼用 60 m ² 型	61, 205			
									飲料水兼用 100 ㎡型	68, 952			
									飲料水兼用1,500㎡型	356, 048 55, 294			
									飲料水兼用地上設置 40 ㎡型 飲料水兼用地上設置 60 ㎡型	62, 144	1		
									飲料水兼用地上設置 100 m ² 型		1		
								備蓄倉庫(地	域防災拠点施設)	166 (1 m ³ 当たりの 基準額)	1/3 以内 (1/2 以内)		
									有蓋	3, 505			
								防火水槽	無蓋	2, 878	1/3 以内 (1/2 以内)		
								(林野分)	無底	2, 878	(5.5/10 以内)		
									ヘリコプター離着陸場	55, 077]		
								Jac par or on the service	資機材保管等施設	22, 759	1/0.01/1		
								救助活動等拠 点施設等	空中消火等資機材 自家給油施設	11, 550	1/3 以内 (5. 5/10 以内)		
									合計	51, 150	1		
									退避壕	補助対象経費			
								活動火山対策	退避舎	補助対象経費	1/3 以内		
								避難施設	ヘリコプター離着陸用広場	補助対象経費	(1/2 以内)		
								画像伝送シス	消防本部地球局施設	26, 790			
								テム(施設分)	消防用高所監視施設	86, 504	1/2 以内		
								広域訓練拠点		305, 556			
								救急安心セン ター等整備事	救急安心センター整備事業	10, 476 1, 572	1/3 以内		
								(備考]	救急医療情報収集装置 耐震性貯水槽(飲料水兼用4 水兼用地上設置40㎡型・60 遮断装置を設けない場合の補	1 0 ㎡型 · 60 ㎡型 ㎡型 · 100 ㎡型(二限る。) に緊急		
								場合において	額から 7,139 千円を控除した を設の基準額が、当該施設 では、当該施設の整備に要	:額とする。 の整備に要す	る経費を超える		
								る。 注) 1 備蓄倉庫	車(地域防災拠点施設)に	おいて、地震	方災対策特別措		
								電計 1 1 2 2 7 2 排 2 2 7 2 排 2 2 7 2 排 2 2 7 2 排 2 2 7 2 排 2 2 2 2	は、(地域)が失処点無談) に 2 成 7 年法律第 111 号)第 2	条の地震 (いな) (祭急事業五年 第年 第年 第年 第年 第年 第年 第年 第年 第年 第		
						く次ページ	· へ続く>						

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫 補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘 要
消防防災施設	消防防災 施設整備	市町村				 (前ページから 	うの続き〉	(高機能消防指令センター総合整備事業) 基準額 (千円) 装置の種類 基準額 (千円)		
火施設	費補助金	· 一部事務組合等						指令装置		
								(2) 支援情報表示盤 (3) 多目的情報表示装置		
								5 指令電送装置 (1) 指令情報送信装置 6,421 12,141 29,301		
								(2) 指令情報出力装置 6 気象情報収集装置 6,393 6,393 6,393 7 災害状況等自動案内		
								装置 505 505 8 順次指令装置 1,404 1,404 1,404		
								9 音声合成装置 5,505 5,505 6,899 10 出動車両運用管理装置 (1) 密報禁禁		
								(1) 管理装置 (2) 車両運用端末装置 (3) 車外設定端末装置		
								11 システム監視装置 1,362 1,362 1,362 12 電源設備 (1) 無停電電源装置 (22 系) (3) 直流電源装置(48V系) 26,342 45,985 95,942 (4) 非常用発動発電機 (署所用)		
								13 統合型位置情報通知装		
								14 位置情報通知装置 11,000 11,000 16,500 15 消防用高所監視施設 86,504 86,504 86,504		
								補助対象施設の基準額が、当該施設の整備に要する経費を超える場合においては、当該施設の整備に要する経費をもって基準額とする。 補助率は上記基準額の1/3以内。		

Ē	事業名	事業主体	事業內容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置		説	明		根拠法令等	摘要
B B 2	特別の 特別の	市町村	市町村が早急に対処しなければならない地震防災対策事業		県単 基準額の 1/2~ 1/3 以内	一(事	防整元のを改に、(小事浸等転公等事い元金を政に 元金を政に 現職 日本の基本質 20世級人 20世紀 20世紀 20世紀 20世紀 20世紀 20世紀 20世紀 20世紀	基準額を下回る 額を補助基準額 補助金交付に	補助事業 代替水源等確保事業 トイレ等整備・確保・ 婦名名 ・保生	等受入用資機 事業 業 業 業 備事業 整備事業 化推進事業 化推進事業 を備事業 を を を を を を を の と の と の と の と の と の と の	満数を切り捨てた	南海青	災策 (東)

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置			説	明		根拠法令等	摘要
緊急消防	緊急消防 援助隊設 備整備費	市町村・	次の緊急消防援助隊の設備の整備	国直		一般補助 施設整備 等事業			区分		安の種類 消防 ┃ C D − II 型	基準額 (千円) 37,873	緊急消防援 助隊設備整 備費補助金	消防保安課
緊急消防援助隊設備	補助金	一部事務組合等	・消防用自動車 ・航空機 ・消防艇 ・消防用資機材 ・消防に関する情報通信 を行うための施設	1/2		〈充当率〉 90%			消防ポンプ	災害対応特殊 ポンプ自動車 災害対応特殊 付消防ポンプ 車	CD-I型 水槽 I型	31, 813 30, 058 42, 693 38, 379 36, 032 103, 241	交付要綱 国が行う象と 助のる緊急に 防援助隊の	
			を11 ソルめの連載						自動車	災害対応特殊 消防ポンプ自!	助車 I型 I型 大II型	85, 949 82, 556 46, 613 45, 390 144, 010	施設の基準額	
									救助工作車	救助工作車	大 I 型 IV型 III型	102, 195 51, 913 72, 339		
								消防	救急自動車	災害対応特殊		65, 166 20, 816		
								用自動車		災害対応特殊 ご付消防ポン 動車		160, 860 112, 898 103, 526 83, 351		
										災害対応特殊 消防ポンプ自! 災害対応特殊	動車	74, 381 87, 619 16, 148		
									その他の消 防用自動車		大型高所放水車 包原液搬送車 自動車	86, 030 21, 765 104, 446		
										支援車	I型 Ⅲ型 Ⅳ型	39, 677 36, 339 12, 291 8, 920		
											防水利システム 小型動力ポンプ付 n	133, 825 37, 557 2, 362		
								航台	空機	救助消防ヘリニ		1,086,669 消防庁長官		
								消	方艇	広 製 応 援 対 応型消防艇 6	i0 t 級を超えるもの i0 t 級 i0 t 級	が定める額 248,478 175,192		
									救助用資機材	救助用資機材 高度救助用資機 高度探查装置 高度救命処置用		27, 484 26, 534 73, 904 9, 347		
								消防用資	救急用資機材	搬送用アイソレ 緊急消防援助協 テロ対策用特別	シーター装置	1,500 4,101 28,872		
								機材	その他の消防 用資機材	検知型遠隔探査 海水利用型消隙機材 ヘリコプター高	坊水利システム用資	11, 126 86, 397 110, 000		
										ヘリコプター注 ヘリコプター月	肖火用タンク	31, 428 14, 353		
										管轄面積が2,0 人口が70万人以 管轄面積	00kii以上又は管轄 以上 管轄人口 30 万人以上 70 万	消防庁長官が定める額		
										1,500 k㎡以上 2,000 k㎡未満	人未満 10 万人以上 30 万 人未満	911, 428 691, 428		
								消防に		1,000 km以上	10 万人未満 30 万人以上 70 万 人未満 10 万人以上 30 万	660, 000 660, 000		
								関する情	消防救急デジ	1,500 k㎡未満	人未満 10 万人未満 30 万人以上 70 万	534, 285 502, 857 502, 857		
								報通信		500 k㎡以上 1,000 k㎡未満	人未満 10 万人以上 30 万 人未満	377, 143		
								を行うた		250 km 以上	10 万人未満 30 万人以上 70 万 人未満 10 万人以上 30 万	314, 285 408, 572		
								めの施設		500 k㎡未満	人未満 10 万人未満 30 万人以上 70 万	251, 428 220, 000 282, 857		
								RX.		250 k㎡未満	人未満 10 万人以上 30 万	157, 143		
											人未満 10 万人未満	125, 715		
									その他の消防 に関する情報 通信を行うた	ヘリコプター テレビ電送シ	機上設備	73, 513		
								加加	めの施設	ステム 、当該施設の整値	地上設備 前に要する経費を超	157, 487 える場合にお		
											圣費をもって基準額			

施設名	事業名	事業主体	事業內容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	地域経済 循環の創 造 (地域資 源活用事 業)	市町村	自立した力強い地域経済 循環を創造するための基 盤整備			地域活性 化事当率〉 90% ※事等起課 順可 域提 いで さ る あ る と こ で き と に で 、 業 と に で り り 、 と に り し て て り と し て と し て と し と し と し と し と し と と と と	元利償還 金の30% を基準財 政需要額 に算入	<対象事業> ア ペンチャー支援、創業支援のための拠点支援、サテライトオ フィス誘致支援施設、貸工場等の整備 イ 農林水産業や伝統的地場産業の活性化のための加工場、直販 施設等の整備 ウ 地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設 等の整備 エ 水質・土壌汚染対策等産学官共同研究施設や地域の資源を活 用した先端科学技術の研究開発のための施設等の整備	地方債同意 等基準運用 要網別紙2 1(1)ア	市町村課地域振興室
	地域経済 循環の創造 (地域信基 盤整備事 業)	市町村	自立した力強い地域経済 循環を創造するための基 盤整備			地域活業 〈充字 90% ※事等を課題出る が、事等を課題出る は、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	元利償還 金の30% を基準財 政需要額 に算入	<対象事業> ア 公共施設等を接続するネットワークの整備(庁内LANを除く。) イ 過疎地域や民間事業者による整備が見込めない地域等に該当する古町村で実施する、デジタル加入者回線設備の整備、衛星通信施設の整備、光ファイバの新設や高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化や光ファイバの高度化を伴う更新、並びに無線アクセス設備の整備 ウ 地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業 エ 地域衛星通信ネットワーク施設の整備 オ 地域住民への研修や地域の情報発信等の拠点の整備 カ 電子申請等の住民サービス業務とび住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するための共同処理センターの整備	地方債同意等基準運用 要網別紙 2 1 (1) イ	市町村課地域接興室
	地域経済 循環の創 造 (自然再 生・地球環 暖化対策 事業)	市町村	自立した力強い地域経済 循環を創造するための基 盤整備			地域活業 *> 90% ※事等村振提出るあ。 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	元利償還 金の30% を基準財 政需要額 に算入	<対象事業> ア 藻場・干渇やビオトープ (生物の生息空間)、それらをつな	地方債同意 等基準運用 要總別紙2 1(1)ウ	市市場議議
	地域経済 循環の創 (国土保 全対策事 業)	市町村	自立した力強い地域経済 循環を創造するための基 盤整備			地域事業 学 ・ 一	元利償還 金の30% を基準財 政需要額 に算入	< 対象事業> ア 地球環境保全の見地から保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備 イ 公益的機能別施業森林区域として定められた森林及び民有林の保安林の取得 ウ 小規模農地・農道等の整備 エ 耕作放棄地、荒廃林地及び棚田の取得及び整備 オ 交流施設(花畑、園地、体験農場等)、蒙農希望者等に対する研修施改及び農林産物の試験研究等の施設の整備 カ 景観保全の見地から行う水車小屋、井戸等の取得及び整備	地方債同意等基準運用 要網別紙2 1(1)エ	市町村城東東
	人材力の活性化	市町村	地方への移住者・定住者、 地場産業の後継者など、 地域を支える人材の育成 及び確保を図るための施 設の整備			地域事業 (イ充等) (イ充等) (本等) (本等) (本等) (本等) (本等) (本等) (本等) (本	元利償還 金の30% を基準財 政需要額 に算人	< 対象事業> ア Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備 イ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備 ウ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共 生社会を支える市民活動支援のための施設の整備 エ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期 大学及び公立高等専門学校の施設(産学連携拠点施設、サテラ イトキャンパス、地域交添拠点施設、地域連携センター等)の 整備	地方債同意 等基準運用 要網別紙 2 1(2)	市町村課地域振興室
	地域の歴史文化資産の活用	市町村	地域主導による歴史文化 資産の保存・活用を図る ための施設等の整備			地域家業率〉 90% ※画町核歴いでも ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	元利償還 金の30% を基準財 政需要額 に算入	< 対象事業> ア 地方指定文化財等、国指定文化財等(いずれも建造物等又は土地に限る。)の取得。保存及び周辺整備 イ 住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等	地方債同意等基準運用 要綱別紙2 1(3)	市町村課地城振興室

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘要
その他	一億総会のためのと生る確保 を守のでは否定保	市町村	少子高齢化対策、地域の 足の確保、集落の再編対 ななど、地域住民のいの ちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤 整備			地域主義 (1) 地域主義 (1) 地域主義 (1) 本等 (1) 本等 (1) 表示 (1) 表	元利償還 金の 30% 政需要額 に算入	<対象事業> ア リハビリテーション施設、看護師等養成所等の地域の少子高 爺化社会を支える保健福社施設の整備 イ 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するた めの車両の導入 ウ 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備 事業に伴って必要となる生活環境施設の整備	地方債同意 等基準運用 要綱別紙 2 1(4)	市町村課地城振興室
	連携中枢都市圏構想の推進	市町村	連携中枢都市圏形成に係る連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結した。 る連携協約を締結した。 は連携中枢郡市圏形成に東 連携中枢郡市圏形成市町圏で東立を策定し、連携中枢でションを策定し、連携市町村の当該がそのジョれで、 護術市町村の位置付けら経済都及いの場合、の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人			地域事当 化 (左 % 事等 計 所 地 室 し 事 等 計 課 脚 出 る る と 。	元利償還 金の30% を基準要額 に算入	〈事業要件〉 ア 連携中枢都市及び連携市町村が人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点形成事業 (7) 圏域全体の経済成長のけん引 a 新技術等開発を支援するための施設の整備 b 観光拠点施設の整備 (4) 高次の都市機能の集積・強化 a 高度医療の提供に資する施設の整備 b アクセス拠点施設の整備 c 高等教育機関における研究施設の整備 (7) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 a 医療・福社を確保するための施設の整備 c 産業製厂のための施設の整備 c 産業振興のための施設の整備 c 産業振興のための施設の整備 イ 次に掲げる(7)から(2)までの要件の全てを満たすこと。 (7) 連携中枢都市圏ビジョンで設定された RPI と実施事業から期待できる効果が明確に結びつけられること。 (4) 住民の生活実態やエーズに対応して、真に必要な都市機	地方債同意 等基準運用 要網別紙 2 1(5)	市町村課地域振興室
							連都般合の。じ額に置限り市一のに乗た限18時間が開発を得算るのあず時間を得算るのあず付財計8で(よ額額のでは対け計8でので乗た限18の)別の値とをでは、一切で乗れては、一切で乗れては、一切で乗れては、 一切に乗れて対し、 一切に乗れては、 一切にをは、 一切にをは、 一切にをはまるには、 一切にをはまるには、 一切にをはまるには、 一切にをはまるには、 一切には、 一切にをは、 一切には、 一切にをは、 一切には、	能・生活機能であると認められること。 (ウ) 連携中枢都市と連携市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。 (エ) 施設運営等についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。 <特別交付税> ・連携中枢都市については、「圏域サービスの生活関連機能サービスの向上」(上記事業要件のア(ウ)の取組)に要する経費が対象。 ・上限額等の詳細については、「連携中枢都市圏構想推進のための地方財政措置について」(平成28年4月1日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡)を参照のこと。		

施設名	事業名	事業主体	事業內容	国庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説 明	根拠法令等	摘 要
その他	定住自立 圖構想の 推進	市町村	定住自立圏形成協定を縮 結し、又は定住自立圏形 成方針を策定し、定策値 と、変策定し、定策値 した中心市当該ビジョンを返 が が が が が が が が が が が が が が が が が が が			地域海ッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツ	元利償還 金の30% を基準財 を基準要額 に算入	〈事業要件〉 ア 中心市と近隣市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の作り方が整理されていること。 イ 施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。 〈特別交付税〉 ・上限額等の詳細については、「定住自立圏構想推進のための地方財政措置について」(平成22年4月30日付け総務省地域力創造グループ地域自立応援課事務連絡)を参照のこと。	地方債同意 等基準運用 要網別紙 2 1 (6)	市町村課地域振興室
							中一のに乗た式指上り市一のに乗た限額を得算るのあ隣は源額を得算るのあ隣は源額を得して、よ額額近村財計8で(よ額額近村財計8で(より別の値で、以下ののでででである。 1,800 が交基として、付礎なる。			
	合併の円滑化	市町村	市町村の合併の特例に関 する法律の下で平成 22 年4月1日以降に合併し た市町村等が行う事業で あって、右記の要件の全 てを満たす事業			地地事当率 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	元利償還 金の30% を基準財 政需要額 に算入	〈事業要件〉 ア 平成22年4月1日以降に合併した合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村が連絡調整して一体的に行う事業イ 合併市町村基本計画に基づき実施する事業であることウ 合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修等並びに合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等であること	地方債同意 等基準運用 要網別紙2 1 (7)	市町村課地域振興室
	中心市街 地再活性 化等特別 対策事業	市町村	市町村が実施する中心市 街地の集客力を高めるた めの公共空間の整備			一般単独 (一般) 事業 〈充当率〉 75%	元利償還 金の30% が特別交 付税の基 礎数値と なる。	〈対象事業〉 中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項の規定に基づく認 定を受けた基本計画に位置付けられた次の事業 ア 公共施設整備事業 ・集客力を高める施設の整備 ・地域の産業の振興に資する施設の整備 ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備 ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備 イ 助成事業 一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が 行うものに対する市町村の助成事業	中心市街地 の活性化に 関する法律	市町村 課地域 振興室
	山間市町村振興資金貸付金	市町村・一部事務組合・広域連合	過疎地域又は離島を有し、財政力が施弱な市町村等に対し、社会資本の整備事業等に必要な資金では、山間市町村の振興を図るとともに、山間市町村の根本では、山間大政では民福祉のよとなる。まま、また、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、					 ※対象事業> 地方債の発行が可能な事業のうち、次に掲げる事業 ア 山間市町村が行う住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るために必要と認められる事業 イ 山間市町村が行う公共施設の整備等に必要となる事業 ウ 災害復旧事業 エ その他特に知事が必要と認める事業 ※貸付利率及び管選期限> 対象事業 貸付利率 (費付利率) 対象事業ア、 貸付決定日における国 (2 年以内(うち据置) 期間3年以内) 当する事業 資資金(半年賦・固定金利方式)のうち貸付金の (選期限及び据置期間に対応する貸付利率 ただし、当分の間0.01%とする。 対象事業ウに 該当する事業 財働 (10 年以内(うち据置) 期間2 年以内)ただし、農地等小災害復旧事業及び災害対策事業については5年以内(うち据置期間1年以内) 	受知界山間 市町村板要 衛	市町村城東東軍

施設名	事業名	事業主体	事業内容	国 庫補助金	県補助金 他	地方債	交付税措置	説明	根拠法令等	摘 要
そ <i>の</i> 他		市町村・一部事務組合・広域連合	地方がそれぞれの特性に 応じた発展を遂げること ができるよう、日本経済 成長の起爆剤としての大 規模な地方創生なを請す るため、地方公共団体の 自主性と創意工夫に基づ いた、地方創生に資する 地域の独自の取組を支援	事業費の 1/2		インフラ 整備く 一般 整整 等事当率 〈充ツード のみ	元利償還 金の30% を基準財 政需要額 に算入	市町村は、以下の条件を満たす事業に成果目標 (KPI) を設定した 交付金実施計画を作成して国に提出し、審査の上、国から毎年交付を受ける。 【申請時期】年2回程度 〈対象事業〉 市町村が策定した地方版総合戦略に位置付けられた事業(地方経済の創生、生活環境の創生、人や企業の地方分散) (例) 農林水産、観光振興、ローカルイノベーション、日常生活(不可欠なサービスの持続可能な提供、小さな拠点、まちづくり、若者雇用対策、ワークライフバランスの実現、生涯活躍のまち、移住促進・地方創生人材の確保・育成	新しい地方 経済・生活 環境創生交 付金(第2 世代交付 金)交付要 網	地方創生課
						インフラ 整備事業 対象施設 に対応す る地方債	各地方債による	〈交付基準〉 以下の先導性の視点を満たすこと(①については申請の要件として必ず含む必要があり、②~⑦については申請の要件とはならないが、含まれていることが望ましい)。また、成果目標(KPI)を設定し、効果検証(PDCA)を毎年実施すること。		
							※事5割舎税りのつは費で付り者というに特税に置い、1912年のでは、1912年の			